

お知らせ版



1 2011 / 15

No.218

棚倉町役場
企画情報課

☎33-2112

税の申告相談(2/14~3/15)を実施します

申告相談受付の地区別日程・内容は、別に配布しています「申告相談受付日程表」をご覧ください。

還付を申告される方へ

申告相談期間の混雑を緩和するため、還付申告を次のとおり行います。

▶対象となる方

- ・給与または公的年金収入のみの方のうち、「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」「扶養控除」「生命保険料(個人年金)控除」等の適用を受ける方。
- ・給与所得者で、年の中途中で退職したために、年末調整を受けなかった方。

▶期 日 2月14日(月)・15日(火)

▶相談時間 午前8時30分~正午
午後1時~5時

※受付は午前8時20分~午後4時30分まで

▶場 所 役場3階正庁

▶持参物

印鑑(通帳印)、預金通帳(本人名義)、給与または公的年金の源泉徴収票(コピー不可)、各種控除を受けるための書類

○住宅借入金等特別控除

住民票、登記簿謄本、工事請負契約書(工事代金の領収書)、借入金の年末残高証明書、認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書

○医療費控除

医療費の領収書、交通費の明細、高額医療費の支払証明書

○生命、地震、個人年金保険料控除

保険料の支払証明書(旧長期損害保険料も含む)

○社会保険料控除

国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、小規模企業共済掛金の領収書

▶お問い合わせ 税務課 課税徴収係

☎33-2118

寝具類等洗濯乾燥消毒サービスについて

布団や毛布などの寝具類を干したり、洗濯することが困難な方に対して、衛生を保つための洗濯及び乾燥消毒のサービスを行います。

▶対象者

- ①65歳以上の一人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
- ②高齢者(65歳以上)のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
- ③身体障がい者等(身体が不自由な方)で、寝具類の衛生管理が困難な方(家族により衛生管理が行われている方は除きます。)

▶方法

一人につき、下記の品物を3点まで申し込めます。

ただし、羽毛布団の方は、羽毛布団1点とその他のもの1点のあわせて2点までとなります。

掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・丹前・羽毛布団・羊毛布団・かい巻き・肌掛け(座布団、こたつ布団等は、該当しません。)

〔例〕掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点
羽毛布団、二重毛布の2点
までが限度となります。

▶実施日

回 収…2月15日(火)

受け渡し…2月22日(火)

▶料金

経費の3割

▶申込方法

申請が必要ですので保健福祉センター、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。

▶申込期限

2月8日(火)

▶その他

替え布団が無い方については無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。

▶お問い合わせ

健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801



出張!なんでも鑑定団in棚倉

あなたのお宝を鑑定してもらいませんか。時代、ジャンルは問いません。美術品から、お菓子のオマケやおもちゃまで「なんでも」ご応募ください。

あなたのお宝大募集

- ▶ **応募方法** 所定の申込書(コピーでも可)に必要事項をご記入の上、鑑定品の写真を添付し、下記の受付まで郵送または持参してください。
 ※申込書は棚倉町のホームページ (<http://www.town.tanagura.fukushima.jp>) からダウンロードできます。
 ※お一人様何点でもご応募できます。(申込書は1点につき1枚必要です。)
 ※収録予定の平成23年4月30日(土)に出場可能な方に限ります。
 ※古物売買免許のある方は、ご遠慮いただきます。
 ※ご応募いただいた申込書類・写真は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ▶ **添付写真** ①全体像がわかる写真
 ②主要な部分(絵柄や文字等)のアップ写真
 ③銘や落款などの写真
 上記3点以上の写真を添付してください。
- ▶ **応募先** 〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野33
 棚倉町商工農林課内「出張!なんでも鑑定団in棚倉」お宝係
- ▶ **応募締切** 平成23年2月18日(金)必着
- ▶ **選考方法** テレビ東京の番組担当スタッフが応募書類を詳細に検討して選考いたします。
※選考の途中経過に関しましては一切お答えできません。
- ▶ **発表** 採用の可能性のある方にはテレビ東京の番組スタッフから直接連絡があります。
※連絡がない場合は不採用となり鑑定いたしません。

観覧募集!

- ▶ **開催日時** 平成23年4月30日(土) 開場12:00 開演13:00(予定)
- ▶ **場所** 町文化センター(倉美館)
- ▶ **応募方法** 往復ハガキに観覧希望者の氏名、住所、電話番号を記入の上、下記までご応募ください。応募者多数の場合は抽選となります。当選したハガキ1枚につき2名様まで入場できます。
※往復ハガキ以外でのご応募は無効となります。
- ▶ **応募先** 〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野33
 棚倉町商工農林課内「出張!なんでも鑑定団in棚倉」観覧係
- ▶ **応募締切** 平成23年3月18日(金)当日消印有効
- ▶ **抽選結果発表** 平成23年4月上旬(返信用ハガキにて)

▶ **お問い合わせ** 商工農林課 商工観光係 ☎33-2113

地上デジタル放送視聴のための 低所得者支援の拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない「NHK放送受信料全額免除世帯」に対する支援を行っています。

今回、その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」を加えることとなりました。

具体的には、まだ地上デジタル放送に対応できていない「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」に、簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。

誰が支援を受けられるの？

支援の対象は「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」です。

※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。

支援の内容は？

①簡易なチューナー（1台）を無償で給付します。

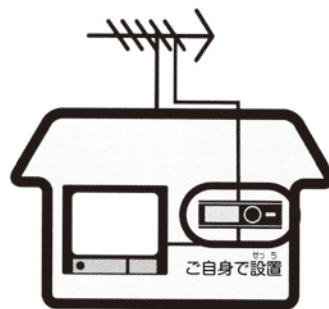
（現物給付です。テレビは給付しません。）

→簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー（1台）は、お住まいへ配送します。

※簡易なチューナー1台はご自身で設置してください。

※アンテナの工事などが必要な場合は、ご自身で行ってください。

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。



支援の申込方法は？

必要書類（①世帯全員が記載された住民票の写し、②世帯全員分の市町村民税非課税証明書）を添えて支援の申込書を総務省地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

《申込書の入手方法》

①総務省地デジチューナー支援実施センターのホームページ (<http://www.chidejishien.jp>) から入手できます。

②総務省地デジチューナー支援実施センター（☎0570-023724）へご連絡ください。ご希望の部数を送付します。

③町役場企画情報課または健康福祉課の窓口を用意してあります。

申込期限

平成23年7月24日まで（当日消印有効）

※締切直前になると申込が集中するおそれがありますので、お早めにお申込ください。

▶お問い合わせ先

○総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-023724

○企画情報課 情報管理係 ☎33-2112

▶NHK放送受信料全額免除世帯への支援のお問い合わせ先

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

請求期限 平成23年3月31日です

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

詳しくは、お問い合わせください。

※ご本人又は御家族等からの御連絡をお待ちしております。

▶お問い合わせ

総務省大臣官房総務課管理室 業務担当
☎03-5253-5182（直通）

2月の各種相談のご案内

心配ごと相談

	民生委員	弁護士
開催日	毎週月曜日(祝日除く)	17日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時～午後3時
場所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

心の健康相談

開催日	1日(火)
時間	午後1時30分～3時
場所	県南保健福祉事務所
お問い合わせ	県南保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎0248-22-5649

12月の町内交通事故発生状況

区分	今年	昨年	増減
件数	11	9	2
死者	1	0	1
負傷者	10	13	▲3

12月の町内街頭犯罪発生状況

対象犯罪	今年	昨年	増減
空き巣	0	0	0
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	2	0	2
自動販売機ねらい	0	0	0
自動車盗	0	3	▲3
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	0	2	▲2
計	2	5	▲3

棚倉警察署調

ジョブトレーニングで働く自信をつけよう!

【福島県委託事業 若者就労体験等事業】

ジョブトレーニングでは、主にニートやひきこもりなど社会参加に困難を抱えている若者や、就労しても継続が難しい、何らかの要因で就労に困難を感じている若者などを対象に「カウンセリング」「セミナー」「5日間の職業体験」が行われます。

また、保護者の方々には子どもの自立を支援する為の「親セミナー」も用意しています。このジョブトレーニングを通じて自分らしい働き方をイメージし、自立の一步を踏み出す若者を育てます。詳しくはお問い合わせください。

▶対象 15歳～39歳

▶参加費 無料

▶申込み 随時

▶お問い合わせ・申込み

アネシス学院(株)

若者就労体験等事業事務局（新白河駅東口前）
専用ダイヤル ☎080-5730-5540

（月～金曜日／午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.aneshis.com/>

返済できない借金(多重債務)で悩んでいませんか?

借入れや返済でお困りの方は、
一人で悩まずに、お早めに相談を!

ヤミ金融からの借入やクレジットカードのショッピング枠の現金化などは絶対にしないようにしましょう!

悩んだら、消費生活センターにご相談ください。

福島県消費生活センター ☎024-521-0999

（福島市中町8-2 自治会館1F）

《相談時間等》

電話相談：平日／午前9時～午後6時30分

来所相談：平日／午前9時～午後5時

《多重債務無料法律相談会》

毎月第1、4木曜日／午後1時～5時（要予約）

福島市消費生活センター ☎024-522-5999

（福島市本町2-6）

《相談時間等》 平日／午前9時～午後4時



JSA
ISO14001:2004
登録番号 J-4287



JAB
EMS Accreditation
登録番号 J-4287

国際環境規格 ISO14001 取得